

2025 年度
事故情報収集報告書

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

はじめに

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(以下「N I T E : ナイト」という。)は、年に2回、その前年度の情報を取りまとめた報告書を公表しており、春には「事故情報収集報告書」と称して統計的な情報を発信し、秋には「事故情報解析報告書」と称して事故情報からわかる社会の動向を紹介している。

N I T Eは、消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)第35条及び第36条に規定する「製品事故情報報告・公表制度」により収集された「重大製品事故」の安全性に関する技術上の調査を経済産業大臣の指示(消安法第36条第4項)に基づいて実施している。重大製品事故以外の製品事故(以下「非重大製品事故」という。)についても、製造・輸入事業者、行政機関、消費生活センター、消防、警察等の通知や報告に基づいて事実関係を聴取するほか、事故発生現場の調査や事故品の確認・入手に努め、必要に応じて事故の再現試験等を実施し、事故原因を究明し、その結果を公表して、事故の再発・未然防止を図っている。

また、2006年度からは、事故の発生頻度と危害の程度でリスクを評価するR-Map手法を導入し、製品のリスク評価とリスク低減策も追加、検討し、2009年4月の「長期使用製品安全点検・表示制度」に基づき、製品に関する経年劣化分析を行った結果を経済産業省に提供している。

重大製品事故の事故調査・原因分析の結果は消費者庁から公表される。非重大製品事故の事故調査・原因分析の結果については、N I T Eホームページ等を通じて公表している。非重大製品事故の事故調査・原因分析においては、学識経験者等により構成される「事故動向等解析専門委員会」における審議を通じて妥当性を検証し、事故情報やその調査状況・調査結果を随時、経済産業省及び消費者庁に報告している。必要な場合には経済産業省や消費者庁から事業者や業界に対しての行政上の措置が講じられる。

本報告書は、2016~2025年度にN I T Eが収集した事故情報を取りまとめている(2026年4月30日時点集計)。事故情報のうち重大製品事故の集計は、国とN I T Eの集計基準の差異から、双方の数値が異なる場合がある。また、製品群の分類名称及び製品群の対象等は、社会の動向と照らし過去の報告書と異なる場合がある。なお、集計範囲には調査中・審議中案件も含み、事故原因の内容は今後の公表と異なる場合がある。

2026年5月

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

目次

1	N I T Eにおける製品事故情報収集の概要.....	2
2	事故情報の収集状況	4
3	事故の発生状況	6
3.1	製品区分別の事故発生件数	6
3.2	調査中を除く事故原因区分別の事故発生件数推移.....	8
3.3	被害状況と被害者年代	9
4	リコール情報の収集及び公開	11
5	事故情報収集・調査結果、注意喚起情報の公表.....	12
5.1	事故情報の公表	12
5.2	プレスリリース	12
5.3	PS マガジン（製品安全情報マガジン）	12
5.4	注意喚起ミニポスター	12
5.5	YouTube	13
5.6	X（旧 Twitter）	13
5.7	社会的に注目度の高い製品事故への即時対応.....	13
5.8	プレスリリース、取材対応等による報道件数.....	13
5.9	流通事業者との協力関係	13
別表 1	品目代表例一覧.....	15
別表 2	10年間の製品区分別の事故情報発生件数.....	16
別紙 1	報道機関への情報提供「プレスリリース」（2025年度実施概要）	17

1 N I T Eにおける製品事故情報収集の概要

N I T Eは、消安法で定義される「消費生活用製品」に関係して生じた以下の「製品事故」情報を収集している。

① 重大製品事故情報

「重大製品事故」とは、死亡、重傷、後遺障害、一酸化炭素中毒事故や火災のような危害が重大な製品事故を指す。消安法に規定する製品事故情報報告・公表制度に基づき、製造事業者や輸入事業者は、重大製品事故が発生した場合、その事故を知った日から10日以内に消費者庁へ報告する義務がある。

② 非重大製品事故情報

消安法に基づく製品事故情報報告・公表制度を補完して、N I T Eの事故情報収集制度（1974年度から実施）の中で非重大製品事故情報を収集している。経済産業省から全国の事業者団体等に対して、情報提供に協力するよう通達されている。（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（2011年3月4日））なお、「非重大製品事故」とは、以下のような危害が生じた事故のことを指す。

- 人的被害が生じた事故
- 人的被害が発生する可能性が高い物損事故
- 人的被害が発生する可能性が高い製品の不具合に関する情報（ヒヤリハット情報）

図1に、N I T Eが実施している製品事故情報収集及び原因調査の概要を示す。重大製品事故のうち安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示によりN I T Eが事故原因究明調査を実施している。

重大製品事故の原因調査については、消防、警察及び事業者との合同調査に積極的に参加し、事故品が入手できた場合は分解等の詳細な調査、同等品での再現試験等を実施している。加えて、事業者には報告書の提出を求め、必要な場合には設計図面、製造指示書、品質管理記録等の資料の提供を依頼し、N I T Eが長年蓄積してきた技術的知見、経験、関連製品の事故情報等を踏まえ調査・原因究明を行っている。N I T Eが実施した調査結果は消費者庁及び経済産業省から公表されるが、原因調査で「製品起因ではない、または原因が不明」と判断された事故は、消費者庁と経済産業省の「製品事故調査判定合同会議」（正式名称：消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会）の審議・確認を経て、公表される。その中で、最終審議結果が「重大製品事故に該当しない、または製品起因ではない」と判断されると、重大製品事故から非重大製品事故へ変更されて公表される。

また、N I T Eが収集した非重大製品事故情報については、重大製品事故と同様に、調査・原因究明を行っている。その結果は、学識経験者や消費者代表等によって構成される「事故動向等解析専門委員会」による事故原因や再発防止措置の調査・評価結果の妥当性等について最終審議及び確認を経た上で、公表している。

N I T Eが実施した製品事故情報に基づく分析・調査の結果は、経済産業省、消費者庁等の行政機関における製品安全に係わる規制、技術基準体系の見直し等の行政施策に反映されるほか、製造事業者等において製品事故の再発・未然防止等のために広く活用されている。

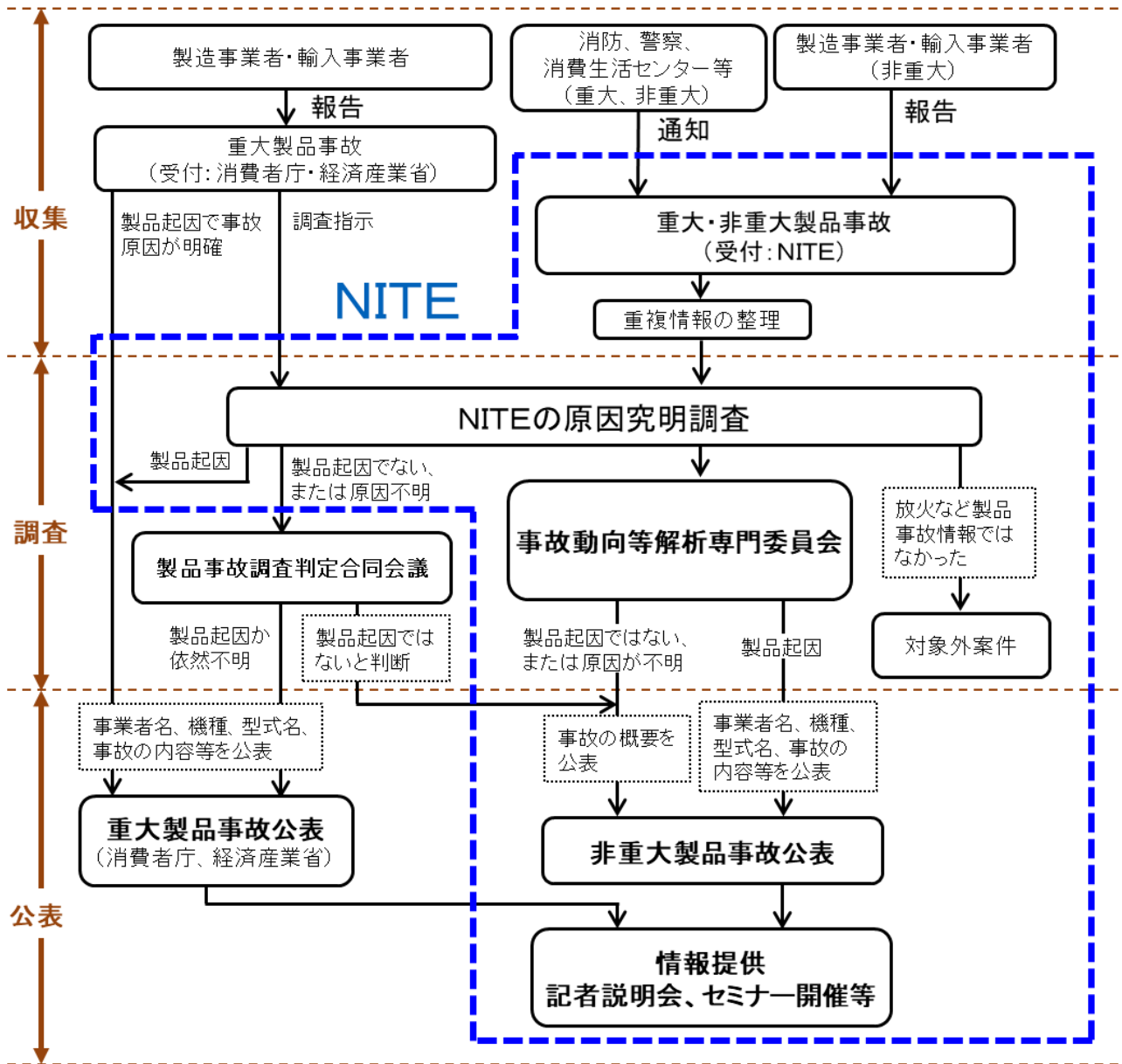


図1 N I T E製品事故情報収集・原因調査の概要 (点線枠内がN I T Eの業務)

【参考】

○「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について (再周知)」

(<https://www.nite.go.jp/data/000154641.pdf>)

2 事故情報の収集状況

本報告書では、N I T Eが収集した事故情報のうち、原因究明調査の対象である事故情報の件数を「収集件数」という。なお、N I T Eはひとつの製品事故等に対し、複数機関から情報を得る場合もあり、本件数では、これらの情報を全て含んでいる。

事故情報の「収集年度」とは、N I T Eがその事故情報を収集した年度であり、事故が発生した年度と異なる場合がある。

N I T Eは 1974 年から、経済産業省の製品安全行政の一環として、製品事故の情報を収集している。2007 年度には製品事故情報報告・公表制度が制定され、従来の情報収集活動が見直された。加えて、2009 年度には消費者庁が発足したことにより、事故情報の情報源に変更があった。現在、主な情報源は、製造・輸入事業者、国の機関、消費生活センター等、自治体等であり、幅広く製品事故の情報を収集している。

図 2 は、消安法が改正された 2007 年度以降における事故情報収集件数の推移を示したものである。

各年度の事故情報の収集件数は、過去に発生した事故の報告や、特定の期間に多く発生した事故（リコール事象の事故等）の影響を受け、一時的に増加することがある。

図中に記載した製品名は、各年度においてリコールが行われた製品を表しており、リコール等によって多くの事故情報が報告されることで、収集件数は増減を繰り返している。また、2023～2025 年度にかけて収集件数が増加している要因としては、リコール製品に関する事故情報の収集に加え、リチウムイオン電池搭載製品に関する事故情報の収集件数が増加していることが挙げられる。

2025 年度の収集件数を過去の年度と比較したところ、2007 年度から 68.5%減少し、前年度から 5.7%増加している。

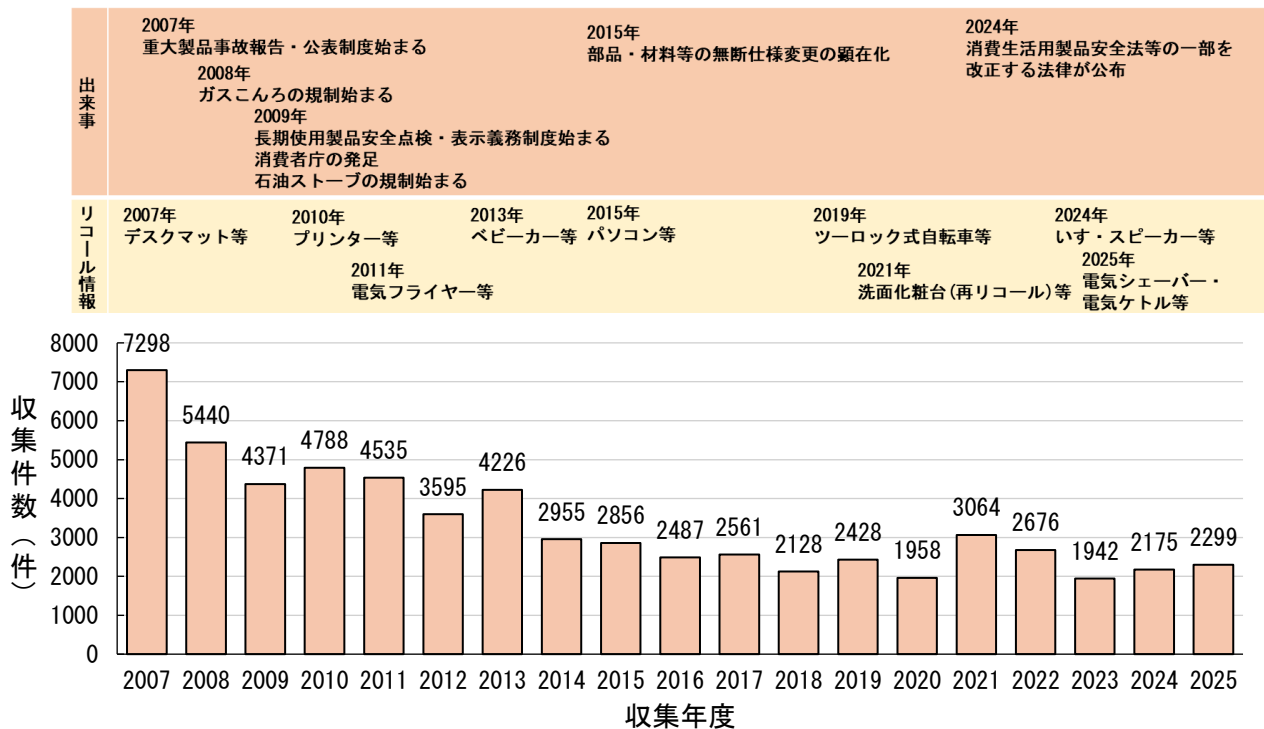


図 2 事故情報収集件数の推移

図3は、図2に示した事故情報収集件数のうち、2016～2025年度における情報源別の推移を示したものである。

「国の機関(重大製品事故)」は消安法に基づく事故通知である。収集年度はN I T Eが事故情報を収集した年度によるため、消費者庁の公表件数と一致しない場合がある。

「国の機関(その他)」は、ガス事業法や高圧ガス保安法等に基づく通知や、経済産業局相談室等からの事故通知であり、「重大製品事故情報」に分類されない「非重大製品事故情報」等である。

「製造業者等」には、製造事業者、販売事業者、輸入事業者、ブランド事業者が含まれる。

「自治体等」には、都道府県、市町村、消防、警察が含まれる。

「消費生活センター等」には、国民生活センター、消費生活センターが含まれる。

「その他」には、新聞情報、病院等が含まれる。

「製造業者等」からの収集件数は、リコール等に伴い、非重大製品事故情報が一時的に多く報告されることで、年度ごとに増減している。

2016～2017年度の収集件数の増加は、パソコンやACアダプターのリコール等の影響によるものである。また、2021～2022年度の収集件数の増加は、洗面化粧台のリコール等の影響によるものである。

一方、2019年度にリコールが実施されたツーロック式自転車については、重傷事故が多く発生したことから、その多くを重大製品事故として収集しており、「国の機関(重大製品事故)」からの収集件数が増加した。

同様に、「国の機関(重大製品事故)」からの収集件数が増加している要因の一つとして、火災を伴う事故が多く発生し、重大製品事故として収集したことが挙げられる。

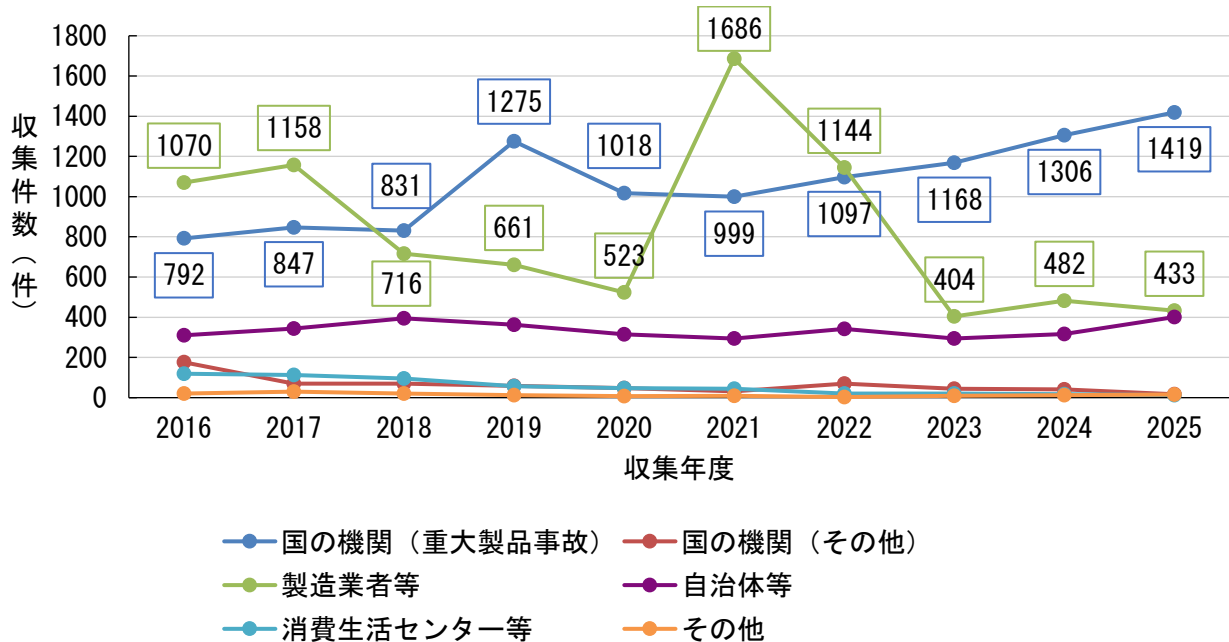


図3 事故情報収集件数の通知元情報源別推移

3 事故の発生状況

本報告書では、N I T Eが原因究明調査を実施した事故情報のうち、放火等の明らかに製品事故に該当せず、N I T Eが公表することが適当ではないと判断した案件を除いた事故情報の件数を「事故発生件数」という。

なお、N I T Eでは、ひとつの製品事故について複数の機関から情報を収集した場合であっても、事故発生件数は1件として集計している。

また、3章では事故の発生年度に着目して集計しており、事故発生年度が不明な事故情報は集計から除外している。事故発生月が不明な場合には、当該事故の発生年をもって事故発生年度として整理している。

なお、今後新たに収集する事故情報により、事故発生件数は変動する可能性がある。このため、特に2025年度については、現時点では事故発生件数が少ない場合であっても、今後の公表において件数が増加する可能性がある。

3.1 製品区分別の事故発生件数

別表1は、各製品区分に属する主な製品を示した表であり、別表2は2016～2025年度の事故発生件数を製品区分別に示した表である。

図4は、別表2のうち件数が多い上位5製品区分と、それら以外の製品区分を「その他製品区分」としてまとめた、事故発生件数の推移である。また、表1は、類似の製品を製品群としてまとめ、過去5年間で事故発生件数が多い上位10製品群を示した表である。なお、表1で色がついている「バッテリー類」「エアコン」「照明器具」「家具」の4製品群は、5年間すべてで上位10製品群に含まれている製品群である。

図4において、2021年度に「家具・住宅用品」が増加している理由は、表1のとおり「ベッド」の事故が多く発生したためである。

また、各年度とも「家庭用電気製品」の件数が最も多く、他の製品区分はおおむね減少傾向だが、「家庭用電気製品」は2021年度以降増加傾向であり、2025年度においては全体の74.0%を占めている。増加傾向の理由は、「充電器」等の事故発生件数が増加しているためである。なお、「充電器」の事故の多くがリチウム電池内蔵充電器による製品事故である。

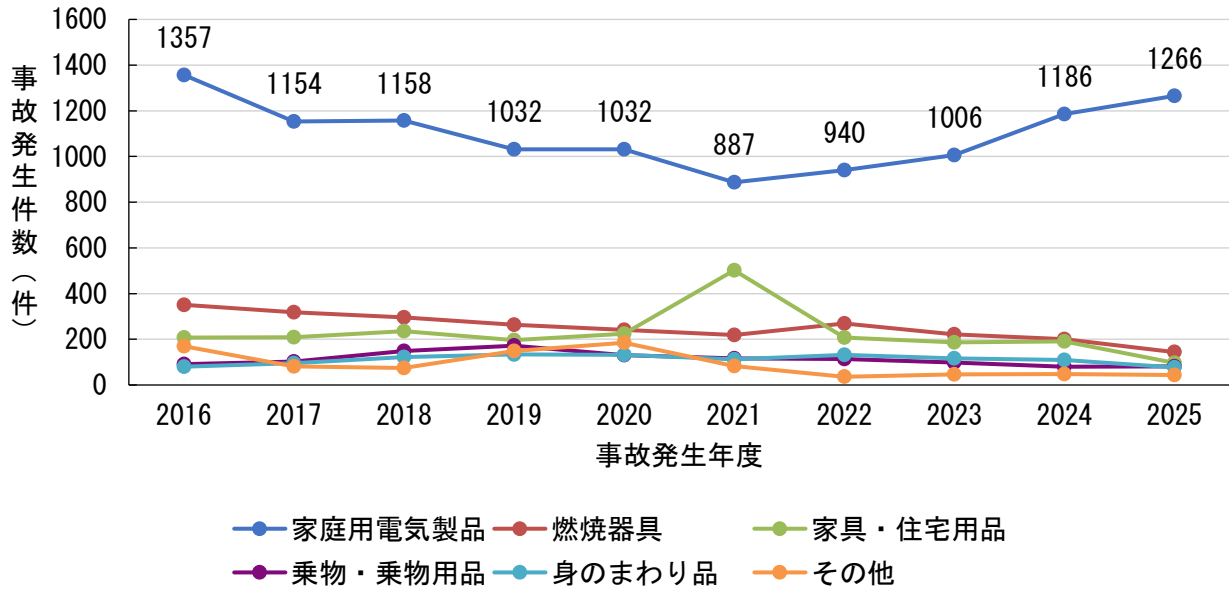


図4 製品区分別事故発生件数の推移

表1 過去5年間の事故発生件数上位10製品群¹

順位	事故発生年度									
	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	製品群名	発生件数	製品群名	発生件数	製品群名	発生件数	製品群名	発生件数	製品群名	発生件数
1位	ベッド	329	バッテリー類	139	バッテリー類	136	バッテリー類	147	充電器	188
2位	バッテリー類	124	電気調理器具	79	充電器	84	充電器	120	バッテリー類	145
3位	家具	103	家具	75	照明器具	82	いす	88	電気調理器具	75
4位	照明器具	78	エアコン	74	いす 家具	70	エアコン	79	電気かみそり	69
5位	エアコン	64	充電器	66	エアコン	63	照明器具	73	エアコン	63
6位	自転車	58	ベッド	63	パソコン	53	パソコン	58	音響機器	52
7位	電動アシスト自転車	52	照明器具	62	石油ストーブ	46	太陽光・熱装置	57	パソコン	49
8位	パソコン	47	電動アシスト自転車	58	電動アシスト自転車	44	家具	56	家具	48
9位	配線器具	39	配線器具	43	配線器具	37	電気掃除機	51	照明器具	47
10位	電気ストーブ	38	ガス器具 石油ストーブ	41	ガス器具 電気掃除機	35	扇風機	49	電動アシスト自転車	43

¹ 同率順位がある場合、次順位を繰り上げて順位を飛ばさず表示している。

3.2 調査中を除く事故原因区分別の事故発生件数推移

図5は、N I T Eの事故調査が終了した各年度の製品事故について、事故原因区分を「製品に起因する事故」「製品に起因しない事故」「原因不明の事故」の3つに分類し、それぞれの事故発生件数の推移を示したものである。

なお、図5では、事故発生件数全体から、事故調査が終了していない事故情報を除いている。このため、他の年度と比べて事故調査が終了していない事故情報が多い2022～2025年度については、件数が少なくなっている。

「原因不明の事故」とは、焼損が著しく原因が特定できなかった事故や、事故発生時の詳細な使用状況が不明な事故等が該当する。2025年度の「原因不明の事故」の件数が2024年度と比べて増加している理由としては、リチウムイオン電池搭載製品の火災事故等の焼損が著しい事故が増加したことが挙げられる。

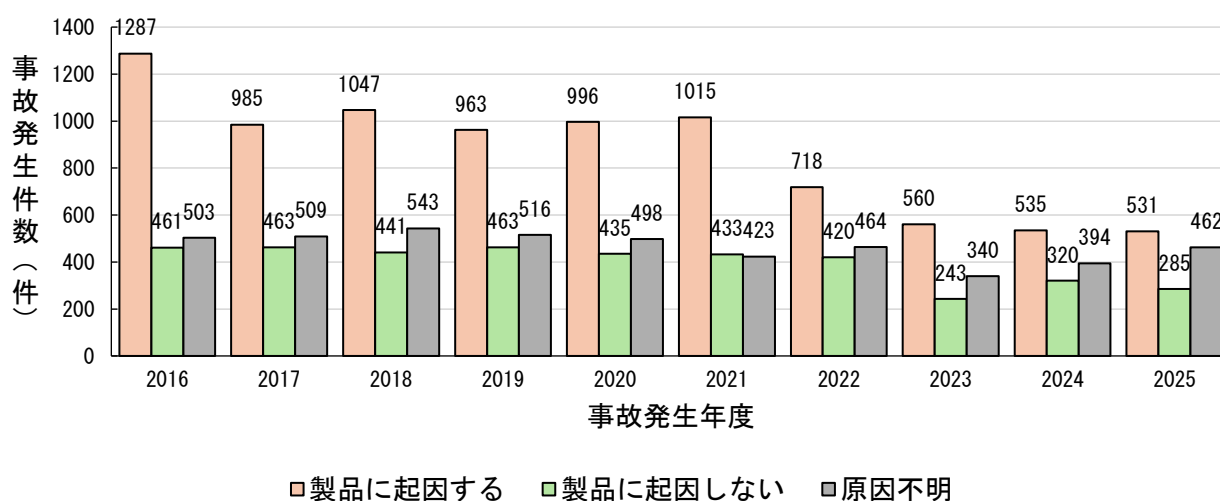


図5 事故原因別の事故発生件数の推移

3.3 被害状況と被害者年代

N I T Eの製品事故調査においては、被害状況を以下のように分類している。

- ① 人的被害：死亡、重傷、軽傷
- ② 物的被害：拡大被害、製品破損

また、消防の火災認定を受けた事故情報を火災の事故としている。

図6は、2016～2025年度における被害状況別の事故発生件数と火災件数の推移である。なお、複数の被害状況に該当する事故情報は、より重い被害を優先して集計しており、人的被害と物的被害の両方に該当する場合は人的被害を優先して集計している。

人的被害と比較して物的被害の事故発生件数割合は高く、2025年度の事故発生件数のうち人的被害が15.3%であるのに対して、物的被害は84.4%である。また、「バッテリー類」「充電器」「エアコン」「パソコン」「照明器具」「電気かみそり」等の製品群による火災を伴う事故が多く発生しているため、2020年度以降の火災件数は増加傾向である。

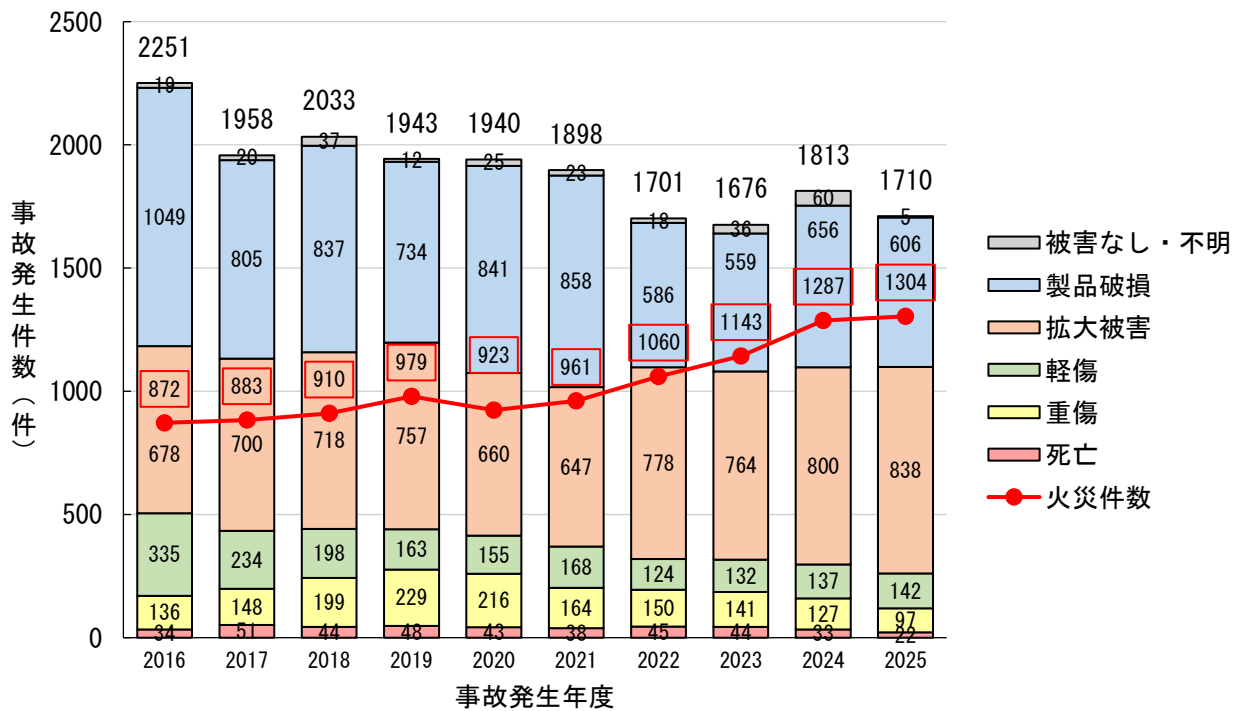


図6 被害状況別の事故発生件数と火災件数の推移²

2016～2025年度に発生した人的被害及び物的被害の事故について、被害者の年代別の事故発生件数と火災件数を図7及び図8に示す。なお、図7及び図8は、被害者の年代が不明の事故情報を除いている。

図7は、人的被害の年代別件数である。年代が上がるにつれて死亡事故の件数が増加する傾向があり、火災による被害も同様である。また、50歳以上の各年代においては、死亡事故の半数以上が火災を伴う事故である。特に死亡事故が最も多い80歳以上の高齢者では、死亡事故の63.3%が火災を伴う事故であり、主な原因はストーブやファンヒーター等の暖房器具による事故である。

² 「被害なし・不明」には、被害状況確認中につき現時点では不詳の案件を含む。

図8は、物的被害の年代別件数である。物的被害の件数は40歳代までは増加傾向にあり、50歳代以降は減少傾向に転じている。また、物的被害は火災を伴う事故の割合が高く、81.3%が火災を伴う事故である。なお、製品破損の多くは被害者の年代が不明なため、製品破損の件数が拡大被害よりも少なくなっている。

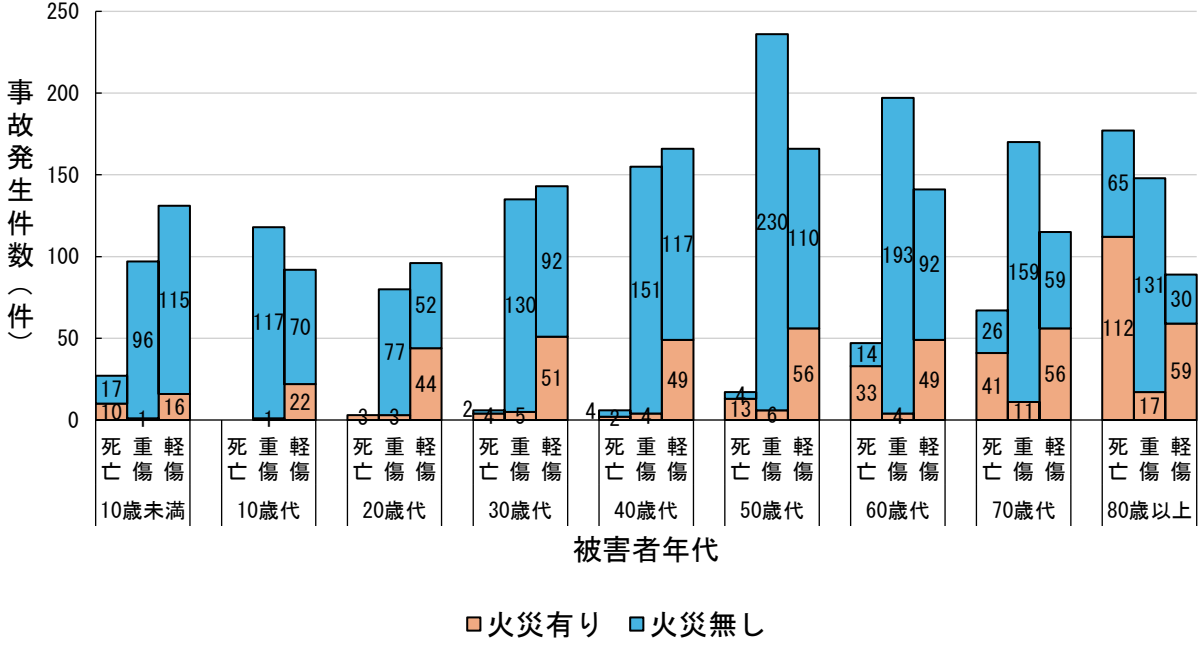


図7 年代別の人的被害の事故発生件数と火災件数

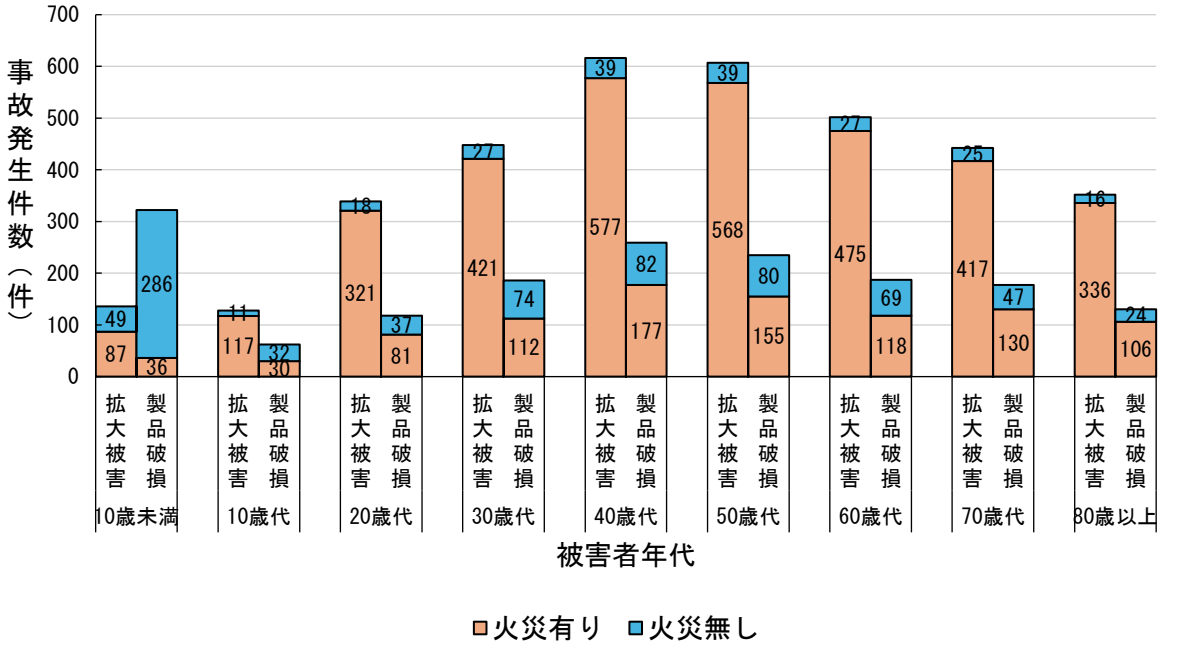


図8 年代別の物的被害の事故発生件数と火災件数

4 リコール情報の収集及び公開

リコールは、リスクが社会的に許容されるかどうかを判断した事業者の自主的な対応策である。この情報は、該当製品事故の再発防止や類似製品事故の再発・未然防止に役立つ。

NITEでは、リコール情報の収集内容をNITE SAFE-Liteで公開しており、検索が可能である。

図9に、2021～2025年度まで5年間の「リコール情報の収集及び公開件数」を示す。2025年度分としてNITEが収集したリコール情報は55件である。なお、定期的に周知を行っているものは件数に含まない。

ONITE SAFE-Liteのホームページアドレス

(<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/safe-lite.html>)

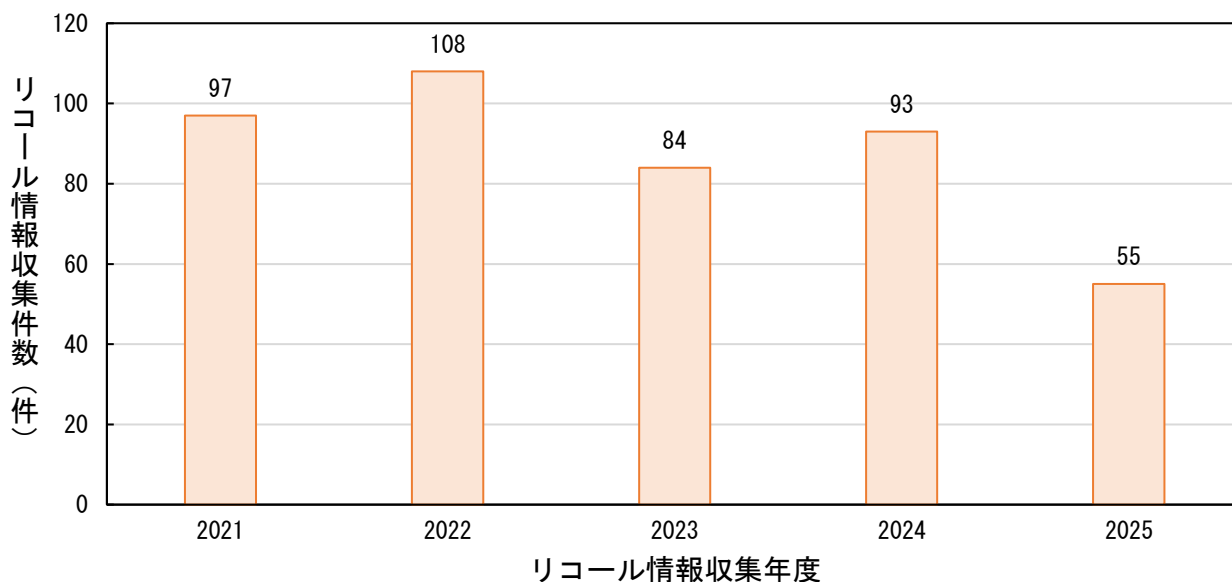


図9 リコール情報の収集及び公開件数

5 事故情報収集・調査結果、注意喚起情報の公表

5.1 事故情報の公表

N I T Eは、収集した事故情報を「最新事故情報」として毎週金曜日に公表している。なお、この事故情報は調査前の情報のため、調査の進展等に従って、事故内容の変更や製品事故でないことが判明した場合は情報を削除することもある。

収集した事故情報は、必要な調査及び分析等を行った後、四半期ごとの「事故動向等解析専門委員会」の審議を経た上で、事故情報調査結果として品目別に整理して掲載している。そして同時に、製品事故情報及びリコール情報の検索ツールであるNITE SAFE-Liteにて公表している。

○製品事故情報・リコール情報のホームページアドレス

(<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/index.html>)

○NITE SAFE-Liteのホームページアドレス

(<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/safe-lite.html>)

5.2 プレスリリース

事故情報の調査の結果、再発・未然防止のために、消費者や関係機関等に対して速やかに情報提供を行う必要があると判断した案件については、原則毎月第4木曜日にプレスリリースを行い報道機関に注意喚起情報を提供している。また、その際には、事故を再現した映像や写真も提供している。このプレスリリースは、テレビのニュース番組や新聞記事に数多く取り上げられ、消費者への注意喚起に効果を上げている。

2025年度は、17件のプレスリリースを通じた注意喚起・公表を行い、その内容はN I T Eホームページにも掲載している。(別紙1に概要を掲載)。

○プレスリリースに関するホームページアドレス

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/index.html>)

5.3 PS マガジン（製品安全情報マガジン）

製品安全に関するメールマガジン（PS マガジン）を毎月第2・4火曜日に配信している。最新の事故情報・リコール情報に加え、配信時期に合わせた季節的な製品事故情報、製品安全に関するセミナー・講演会の開催案内等、製品安全情報をタイムリーに配信している。製造・輸入・販売事業者、行政機関、全国の消費生活センター、消防・警察・医療機関、大学・研究・検査機関、消費者団体や一般の消費者まで含め約8,500名の登録者に配信している。

2025年度は、定期発刊24回、特別号1回の計25回配信している。

○PS マガジンに関するホームページアドレス

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/index.html>)

5.4 注意喚起ミニポスター

N I T Eが収集した事故情報の中から、随時必要な注意喚起ミニポスターを作成し、よりわかりやすい

事故再現映像とともに公表している。

○注意喚起ミニポスター（一部動画付）に関するホームページアドレス

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/index.html>)

5.5 YouTube

YouTube の N I T E 公式チャンネルに、誤使用事故の注意事項をわかりやすくまとめた再現映像を公開している。特に 2022 年に開始した YouTube ショートにより、消費者向けにわかりやすく、かつ、消費者ができる事故防止の取り組みまでを解説した動画を配信している。

○YouTube N I T E 公式チャンネルのアドレス

(https://www.youtube.com/c/nite_JAPAN)

5.6 X (旧 Twitter)

X (旧 Twitter) の N I T E 公式アカウントに、誤使用事故の注意事項をわかりやすくまとめた再現映像やクイズ、かるた、リコール情報、プレスリリース情報、自然災害時の注意点等を公開している。

○X (旧 Twitter) アカウントのアドレス

(https://twitter.com/NITE_JP)

5.7 社会的に注目度の高い製品事故への即時対応

カセットこんろやモバイルバッテリーによる事故等、社会的に注目度の高い事故が発生した際には、その都度マスコミからの取材及び再現映像等の提供依頼があり、迅速に対応した。

- ① 取材並びに映像資料対応件数：約 800 件
- ② 映像提供本数：約 1,800 本

5.8 プレスリリース、取材対応等による報道件数

プレスリリース、取材対応等、製品安全情報のマスコミ等への情報提供を積極的に進めた結果、テレビの報道・放送は約 1,100 件（うち全国放送約 400 件）放送され、WEB ニュースへの掲載が約 5,700 件、新聞には約 90 件となり、消費者の製品安全意識の向上及び事故の未然防止に貢献した。

5.9 流通事業者との協力関係

N I T E はこれまで、流通事業者と協力して製品安全に資する取り組みを行っている。

アマゾンジャパン合同会社は機構が収集、調査した製品事故情報及び他の社内外の情報から、同社が多面的な分析を行うことで、先行的に出品者に対し安全性調査を行った。また、同社は事故発生率の高い商品カテゴリーの購入者に対し、安全の啓発や事故の未然防止を目的とした「あんしんメール」を継続的に配信し、機構は昨年度に引き続き同メールのコンテンツに関する情報提供等の協力を行った。その結果、ハイリスクな製品を検出し、安全上の懸念があると判断された場合は出品が削除され、事故の未

然防止に向けた取組につながった。このほか、同社による製品安全文化の醸成に向けた取組に機構も参加し、製品事故の動向等を紹介する講演を行った。

また、LINE ヤフー株式会社からは、同社に連絡があった製品安全関係情報の提供を受けており、機構は保有する事故情報等を踏まえ、製品事故の未然防止・再発防止に向けた分析等に努めた。

別表1 品目代表例一覧

製品区分	品目代表例
01. 家庭用電気製品	エアコン、テレビ、洗濯機、ACアダプター、配線器具（延長コード・コンセント・プラグ等）、パソコン、電子レンジ、IH調理器、冷蔵庫、扇風機、電気ストーブ、電気ファンヒーター、太陽光発電関連装置、温水洗浄便座、電気炊飯器、携帯電話機、モバイルバッテリー、等
02. 台所・食卓用品	食器、容器、なべ（圧力なべを含む）、フライパン、包丁、冷水筒、まほうびん、ポット、電子レンジ用調理器、びん・缶、等
03. 燃焼器具	ガス・石油・まきストーブ、ガス・石油こんろ、カセットこんろ、ガスボンベ、ガス栓、ガスホース、迅速継手、ガス・石油・まきふろがま、ガス給湯器、石油給湯機、ガス・石油ファンヒーター、ガストーチ、等
04. 家具・住宅用品	いす、家具（テーブル、食器棚等）、ベッド、テレビ台、はしご・脚立・踏み台、草刈機（電動のものを除く）、扉・シャッター、ハンガー、除雪機、手すり、浴槽、システムキッチン、太陽熱温水器、塗料、等
05. 乗物・乗物用品	自転車（電動アシスト車を含む）、車いす（電動車いすを含む）、自転車用空気入れ、自転車用幼児座席、歩行器、自転車用ヘルメット、三輪自転車、等
06. 身のまわり品	デスクマット、乾電池、バッテリー、ゆたんぽ、履物、アクセサリ、芳香用ろうそく、ライター、爪切り、懐中電灯、イヤホン、カイロ、傘、等
07. 保健衛生用品	柔軟剤、耳かき、歯ブラシ、眼鏡、蚊取り線香、ビューラー、マスク、かみそり、等
08. レジャー用品	玩具、花火、靴、運動器具、楽器、潜水具、カメラ・デジタルカメラ、スキー用品、ウェットスーツ、等
09. 乳幼児用品	乳母車、ベビーカー、ほ乳びん、幼児用三輪車、ベビーベッド、幼児用玩具、子守帯、幼児用歩行器、ふろ用浮き輪、乳幼児用衣類、等
10. 繊維製品	衣類（下着を含む）、カーペット、寝具、タオル、等
11. その他	上記製品区分に該当しないもの

別表2 10年間の製品区分別の事故発生件数

製品区分 \ 発生年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
家庭用電気製品	1357 (511)	1154 (542)	1158 (525)	1032 (597)	1032 (608)	887 (638)	940 (670)	1006 (823)	1186 (995)	1266 (1000)
台所・食卓用品	24 (4)	24 (1)	26 (2)	18 (9)	16 (7)	15 (4)	12 (7)	21 (8)	10 (4)	10 (6)
燃焼器具	351 (170)	318 (161)	296 (165)	264 (138)	241 (135)	219 (118)	269 (142)	222 (145)	200 (115)	144 (97)
家具・住宅用品	207 (30)	209 (34)	236 (55)	196 (45)	224 (49)	502 (42)	208 (46)	187 (48)	191 (42)	97 (31)
乗物・乗物用品	92 (64)	103 (78)	149 (106)	172 (145)	130 (111)	116 (94)	114 (101)	98 (78)	80 (66)	81 (68)
身のまわり品	80 (23)	96 (34)	122 (36)	134 (43)	132 (52)	112 (41)	132 (62)	116 (49)	109 (59)	77 (38)
保健衛生用品	8 (1)	12 (1)	6 (2)	11 (8)	4 (3)	7 (4)	3 (0)	3 (2)	11 (4)	5 (2)
レジャー用品	27 (6)	20 (4)	24 (12)	28 (14)	21 (10)	16 (15)	12 (7)	15 (6)	19 (6)	20 (8)
乳幼児用品	17 (4)	19 (3)	13 (4)	85 (2)	132 (0)	19 (8)	5 (4)	3 (1)	4 (2)	3 (1)
繊維製品	87 (3)	3 (1)	3 (2)	1 (0)	8 (3)	4 (2)	6 (4)	3 (0)	2 (2)	4 (2)
その他	1 (0)	0	0	2 (2)	0	1 (1)	0	2 (1)	1 (1)	2 (2)
総計	2251 (816)	1958 (859)	2033 (909)	1943 (1003)	1940 (978)	1898 (967)	1701 (1043)	1676 (1161)	1813 (1296)	1709 (1255)

(※) 表下段の () 内の数字は、重大製品事故情報の件数で、上段件数の内数です。

1. デジタル機器に「みず」「きず」「らっか」はNGです!～みんなのともだち”デジタル端末“は大切にしましょう～ (2025年4月8日(火))

【内容】

新学期がスタートしました。最近では学校の授業で「ノートパソコン」「タブレット」等のデジタル機器や充電器・充電ケーブル等の付属品を使う機会が増えています。

これらの機器類には、USB (Universal Serial Bus) 充電コネクタが備わっており、液体や異物が侵入することにより発煙・焼損するおそれがあります。

また、デジタル機器にはリチウムイオン電池が使用されています。各メーカーでは持ち運びや輸送に備えた衝撃評価を行っていますが、想定以上の落下等による強い衝撃が加わって電池に傷や変形が生じると、最悪の場合、落下後に異常発熱する事故も確認されています。

デジタル機器を正しく使うことで事故を未然に防ぎましょう。



NGな行動とその結果起こる事故 (イメージ)

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250408.html>

2. 「車輪への巻き込み」が多発！～安全な自転車ライフを送るために確認すべき5つのポイント～(2025年4月24日(木))

【内容】

新年度が始まり、通勤や通学手段として新たに自転車に乗り始める人が増える季節になりました。自転車の事故に遭わないために注意喚起を行います。



傘が前輪へ巻き込まれ前輪がロック



固定が不十分なため前輪が外れて転倒

NITEに通知があった製品事故情報では、2019年から2024年までの6年間に自転車の事故は502件ありました。そのうち約8割は重傷事故となっており、年代別の事故件数では10歳代の事故が目立っています。また、2025年3月にNITEが行った自転車でのヒヤリハット・事故の経験についてのアンケート調査(別紙2)では、「車輪への物等の巻き込み」が最多となっています。

自動車と異なり免許なし、法定点検不要で手軽に利用できる自転車ですが、転倒や衝突をすると、自分自身や周囲の方にも大きなけがを負わせる可能性があります。また、昨年には自転車に関する道路交通法が改正され、自転車を取り巻く環境が変化しました。

年度初めのこのタイミングで、今一度安全に自転車を使用するためのポイントを確認しましょう。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250424.html>

3. 暑くなったら手遅れです！～早めのエアコン試運転で事故と熱中症を防ぎましょう～（2025年5月29日（木））

【内容】

日本はもとより世界中で、年平均気温が2023年、2024年と2年連続で観測史上最高を更新しました。気象庁の予報では、今年の夏（6月から8月）も平年より気温が高くなる見通しとなっています（5月20日発表時点）。特に夏に気を付けなければいけないのは命にも関わる熱中症です。熱中症対策のひとつとしてエアコンの有効活用があげられますが、エアコンでの製品事故が毎年発生しています。

事故の未然防止や肝心な時にエアコンが使用できなくなることがないように、早めのエアコン試運転をお勧めします。



エアコン室内機の内部から発火する様子



外火によりエアコン室外機が燃える様子

NITEに通知があった製品事故情報では、2020年度から2024年度までの5年間にエアコンの事故は363件ありました。原因として、設置状況の不備や説明書で禁止されている行為などによる「製品に起因しない」事故が多く発生しています。製品の説明書で禁止されている行為をしてしまっていないか、事故を誘発するような危ない使用環境になっていないか、不具合などの事故の予兆がないかなどを改めて確認することが大切です。

なお、エアコンの点検・修理・工事依頼は夏場に集中します。早めにお持ちのエアコンが正常に動作することを確認し、不具合が見つければ必要に応じた修理などを済ませておきましょう。エアコンを有効に活用することで熱中症のリスクを低減し、安全で快適な夏を迎えましょう。

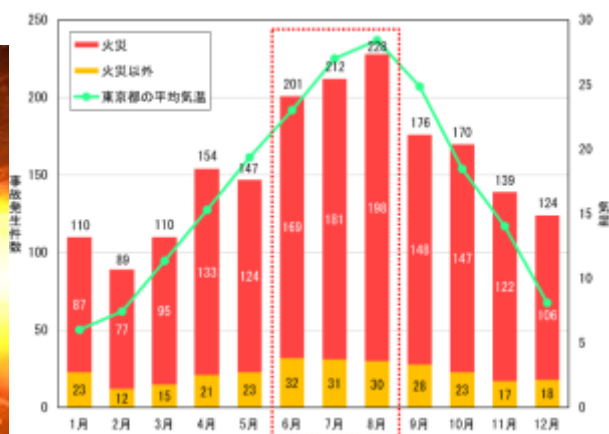
○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250529.html>

4. 『夏バテ(夏のバッテリー)』にご用心～「リチウムイオン電池搭載製品」の火災事故を防ぐ3つのポイント～ (2025年6月26日(木))

【内容】(撮影協力：神戸市消防局)

モバイルバッテリーやスマートフォン、電動アシスト自転車など、繰り返し充電して使える「リチウムイオン電池搭載製品」は私たちの生活に欠かせない存在ですが、事故は年々増加しており、特に夏場に増加する傾向があります。本格的な夏を迎える前に「リチウムイオン電池搭載製品」の火災事故を防ぐ3つのポイントについて紹介します。



2020年から2024年までの5年間にNITE（ナイト）に通知された製品事故情報では、「リチウムイオン電池搭載製品」の事故は1860件ありました。事故の約85%（1860件中1587件）が火災事故に発展し、事故発生件数は春から夏にかけて気温の上昇とともに増加する傾向にあり、6月～8月にかけてピークを迎えます。

リチウムイオン電池には可燃性の電解液が含まれているため、大きな火災事故につながるおそれがあります。火災事故を防ぐ3つのポイントをご確認いただき、夏バテ（夏のバッテリー）には十分注意してお過ごしください。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250626.html>

5. 真夏の“油”断が火を招く！～高温環境で起こりやすくなる油の発火事故～（2025年7月8日（火））

【内容】

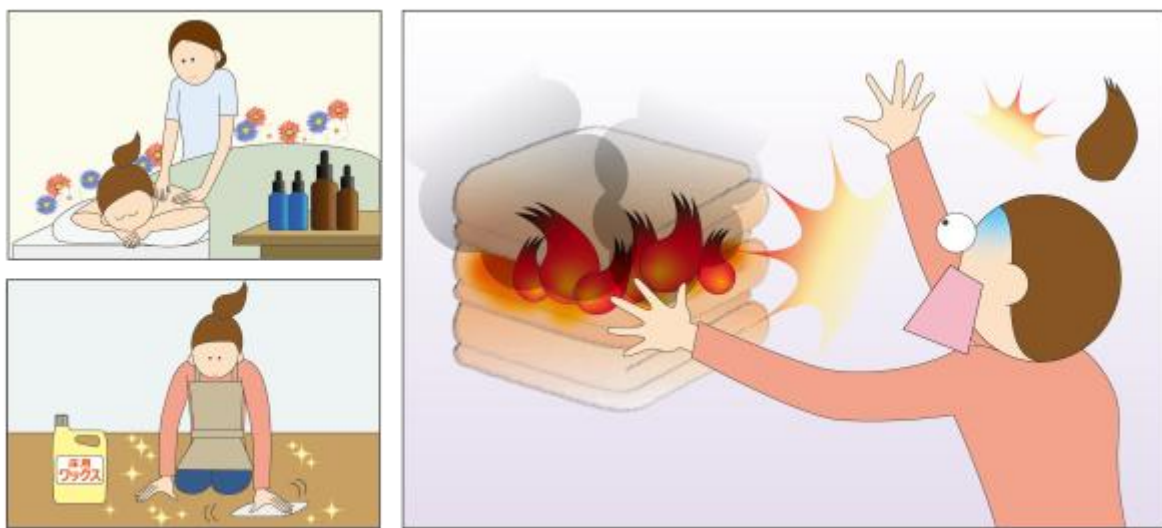
夏を迎えるにあたり高温環境で起こりやすくなる油の自然発火事故について、事故を起こさないための正しい取扱方法について注意喚起します。

夏は気温が高くなることで、身近な製品がいつもより熱を持ちやすくなります。特に油※1が浸みた布類や紙類は、空気中の酸素と反応して発熱しやすく、また、高温環境※2下では熱が逃げにくくなり、思わぬ事故につながる可能性があります。

例えば、エステ店等でオイルマッサージを行い、アロマオイルやマッサージオイルが浸み込んだタオルを洗濯後に乾燥機で加熱したり、そのまま重ねて置いたりした場合、内部に熱が蓄積し、自然発火に至ることがあります。

また、床用ワックスや塗料などが付着した大量の布類や紙類を何日も放置した場合、自然発火に至る可能性があります。揮発性の高い成分が含まれている場合、換気が不十分な状態で火気が近くにあると引火する危険性もあります。

これらの事故は、製品の特性を理解し、使い方や保管方法に少し注意を払うことで防ぐことができます。夏の暮らしを安全に過ごすために、身近な製品の扱い方を今一度見直してみましょう。



油を含む製品による発火事故（イメージ）

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250708.html>

6. 汚れ、踏まれ、引っこ抜かれる～『プラグ・コード・コンセントの事故』で気をつけるポイント～ (2025年7月31日(木))

【内容】

家電製品の『電源プラグ』や『コード』が傷んでいても“まだ使えるから”という理由で使い続けていませんか。また、棚等の家具の後ろにある『コンセント』も定期的に確認していますか。プラグにほこりが溜まったまま放置したり、繰り返しの引っ張り等によってプラグやコードが傷んだりしていると火災につながるおそれがあります。

プラグ・コード・コンセントの事故にあわないために、気をつけるポイントを紹介します。



電源プラグ内部の破損による発火



電源コードの半断線によるショート

NITE に通知があった製品事故情報のうち、2019 年から 2024 年までの 6 年間に発生した家電製品の「プラグ・コード・コンセントの事故」は 219 件ありました。事故の 8 割以上が火災につながった事故で、引っ張り等の負荷が加わったことによる電源プラグや電源コードの破損が原因となった事故が多く発生しています。

お盆休みでの帰省先も含めて、使用している家電製品のプラグやコード、コンセントを今一度確認して、事故を未然に防ぎましょう。

〇プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250731.html>

7. 備えただけでは、憂いあり～ライフライン停止時に活躍する製品で気を付けるポイント～（2025年8月28日（木））

【内容】

日本は、地震や台風、豪雨などの自然災害が発生しやすい国です。万一の災害に備え、食品のほか、ガスや電気といったライフラインが寸断したときに困らないようにカセットボンベやカセットコンロ、携帯発電機、ポータブル電源などを用意している人も多いかと思います。しかしながら、これらの製品で製品事故が発生し、死亡者も出ています。

9月1日の「防災の日」に合わせて、災害時に活躍する製品で気を付けるポイントを注意喚起します。



経年劣化したカセットボンベを使用して
漏れたガスに引火する様子



屋内で携帯発電機を使用して
一酸化炭素（CO）中毒で倒れる様子

災害時に活躍する製品として、例えば、“ガス”供給が停止した際に代用となるカセットボンベ等、“電気”供給が停止した際に代用となる携帯発電機やポータブル電源があります。NITEに通知があった製品事故情報では、2020年から2024年までの5年間にカセットボンベ等の事故は204件、携帯発電機の事故は21件ありました。経年劣化や誤った使い方が原因で発生している事故もあり注意が必要です。「買いそろえたから万全」と油断することなく、使用期限（劣化していないか）や正しい使用方法を確認しましょう。

いざ災害時に使おうとした際に事故に遭わないように、気を付けるポイントを改めて確認してください。また、お持ちの製品がリコール対象になっていないか常に最新情報をチェックしてください。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250828.html>

8. 住宅用の太陽電池発電設備の事故に注意～事故を発生させないための対策、事故発生後の対応、ともに大事です～（2025年8月29日（金））

【内容】

9月1日防災の日を機会に、住宅用の太陽電池モジュール（太陽光パネル、ソーラーパネル）や関連機器等を含む太陽電池発電設備について、台風や地震など自然災害に対する対策や破損・浸水した太陽電池モジュールや断線したケーブルからの感電などの二次被害を防止するため、住宅用太陽電池発電設備の事故を起こさないための注意喚起を行います。

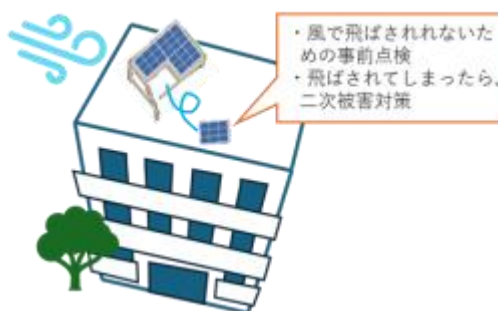
具体的には、9月は台風シーズン真っ盛りであり、暴風で太陽電池モジュールが飛ばされたり、台風後に不具合を放置したりすることで、火災事故が発生しています。台風が来る前や台風がとおり過ぎた後に、太陽電池発電設備に不具合がないか確認することで事故の発生を未然に防ぐことにつながります。また、発電モニターの前年同月の発電量と比較することで事故発生の前触れを察知できる場合など、日々の確認で事故発生を防ぐことができる対策もあります。

また、国は、これまで再生可能エネルギーの「主力電源化」を掲げ、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光、風力といった再生可能エネルギーを、日本の主要な電力源とすることを目指す取り組みを行っており、東京都では本年4月より戸建て住宅・マンションなど新築住宅への太陽電池発電設備の設置を義務付ける制度が開始される※1など、各自治体におかれましても地球温暖化対策として住宅用太陽電池発電設備の導入を促進しています。電気事業法では太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計出力10kW未満を設置する場合でも、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令※2（以下「技術基準」という。）の適合義務（電気事業法第56条）が課せられていますので、新設の際は、必ず技術基準に適合させるようお願い致します。

防災の日を機会に、台風や地震などからの自然災害対策や、日々の確認で事故発生を防ぐ対策についても併せて確認しましょう。



[図1] 発電量の変移イメージ



[図2] 強風による事故被害
(マンションでの事故イメージ図)

○プレスリリースページ

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250829.html>)

9. 敬老の日、贈ろう”安心”～安全ライドで、笑顔の毎日～（2025年9月9日（火））

【内容】

今年の敬老の日は9月15日。ご高齢の方とふれあう機会も増えるかと思えます。アクティブシニアの事故を防ぐために事故が発生しやすい状況を3製品の例で紹介し、注意を呼びかけます。

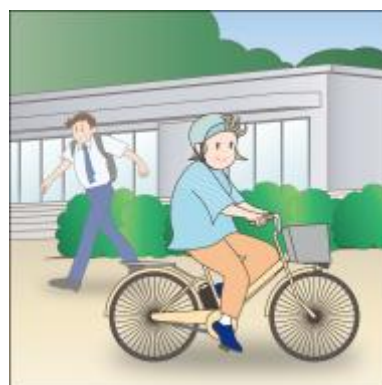
敬老の日は、長年にわたり地域や家庭を支えてきたご高齢の方々に、感謝の気持ちを伝える日です。ご近所での何気ない会話、介護施設での穏やかな時間、家族との団らん——そんな日常のひとコマが、かけがえのない宝物です。

しかし、シルバーカー・歩行車や電動車いす、電動アシスト自転車など、日々の移動を支える製品による事故は、これまでも数多く報告されており、重傷や死亡に至るケースも少なくありません。

これらの製品は、活動的な高齢者の自立や外出を支える大切な道具である一方、使い方を誤ると重大な事故につながる可能性もあります。

今回は、アクティブシニア向け製品の事故事例と、事故を防ぐためのポイントをご紹介します。

敬老の日をきっかけに、ご家族やご近所、介護施設の皆さまで「大切な人の安全を、もう一度見つめ直す時間」を作り、感謝の気持ちとともに“安心”というプレゼントを贈りませんか？



シルバーカー、電動車いす、電動アシスト自転車でお出かけしているシニア

〇プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250909.html>

10. 脱・取説キャンセル界限～「電子レンジ」や「IH こんろ」等の調理家電の事故を防ぐポイント～2025年9月25日（木）

【内容】

食欲の秋が到来です。調理家電は火を使わないため安心と思われがちですが、使用者の誤使用・不注意から火災などの重大な事故も発生しています。「調理家電の事故」を防ぐために注意喚起を行います。



アルミホイルに包んださつまいもをレンジ加熱して発火（再現実験）



ラジエントヒーターの上に置かれた可燃物が発火（再現実験）

NITE に通知された製品事故情報のうち、2020 年から 2024 年までの 5 年間に発生した調理家電の事故は合計 515 件ありました。製品別では「電子レンジ」、「IH こんろ」が多く、原因別では使用者の誤使用・不注意が関係しているものが約 4 割と最も多くなっています。

調理家電は、「電子レンジ」におけるレンジモード（レンジ加熱）とオーブン・グリルモード（ヒーター加熱）、「IH こんろ」における IH ヒーターとラジエントヒーターなど、複数の加熱方式を備えた多機能な製品があります。しかし、それぞれの機能がどのような仕組みで加熱を行っているのかを理解しないまま使用したり、モード選択やタイマー設定のボタンを押し間違えたりすると、事故につながるおそれがあります。

『面倒だから・・・』といって注意事項を読むことをキャンセルしないでください。安全に美味しく調理するために、取扱説明書の確認を習慣化しましょう。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250925.html>

11. ストーブとの程よい距離感が大切です～「電気」「石油」暖房器具の事故を防ぐ4+1のポイント～ (2025年10月30日(木))

【内容】

長く続いた暑い季節が終わり、そろそろ暖房器具の準備を始める時期となりました。暖房器具では、毎年多くの火災事故が発生しています。安全に冬を過ごすためには、シーズン始めや日々の点検が欠かせません。

暖房器具の事故を防止するために、点検方法や使用方法のポイントを紹介します。



電気ストーブに布団が接触して発火



石油ストーブに落下した洗濯物が発火

2020年から2024年までの5年間にNITE（ナイト）に通知された製品事故情報では、主な暖房器具の事故が596件ありました。そのうち、電気ストーブ・ファンヒーター（以下、電気暖房器具）と石油ストーブ・ファンヒーター（以下、石油暖房器具）の事故が約8割を占めています。

“電気”暖房器具及び“石油”暖房器具について、使い始めや日々の「4つの点検ポイント」+使用中の「1つの注意ポイント」を確認し、事故を未然に防いで安全に冬を過ごしましょう。

〇プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs251030.html>

12. 除雪の前に、危険を排除～除雪機の事故を防ぐために気を付けるポイント～（2025年11月27日（木））

【内容】

記録的な猛暑だった夏が嘘のように、急に気温が下がり、もうすぐ冬が訪れます。気象庁の寒候期予報によると、気温はほぼ平年並み、降雪量は平年並みか多い見込みになっています（9月22日発表時点）。雪が積もったとき、活躍するのが除雪機です。しかし、誤った使い方や不注意により命を落とす危険もあります。雪のピークを迎える前に、除雪機の事故を防ぐための注意喚起をします。



誤った使用により除雪機の

オーガ（回転部）に巻き込まれた様子



誤った使用により除雪機の下敷きになった様子

2015年度から2024年度までの10年間にNITEに通知された製品事故情報では、除雪機により人的被害があった事故は38件ありました。事故件数の推移を見ると、降雪量が全国的に平年より少なかった2023年度は事故が0件だったのに対し、平年並みか多かった2024年度は再び事故が発生しました。

除雪機により人的被害があった事故の約8割（38件中29件）が使用者の誤使用や不注意によるものです。また、事故の大半（38件中36件）が死亡や重傷を伴う重大な事故に至っています。

事故の中には、シーズン前の試運転で事故に遭われているケースもあります。『操作には慣れているから』『今まで事故になっていないから』と油断することなく、使い始める前に危険な使い方をしていないか今一度確認し、安全に正しく除雪機を使いましょう。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs251127.html>

13. 新年を安全に”踏み”出そう！～年末の大掃除での踏み台・足場台の事故に注意～（2025年12月9日（火））

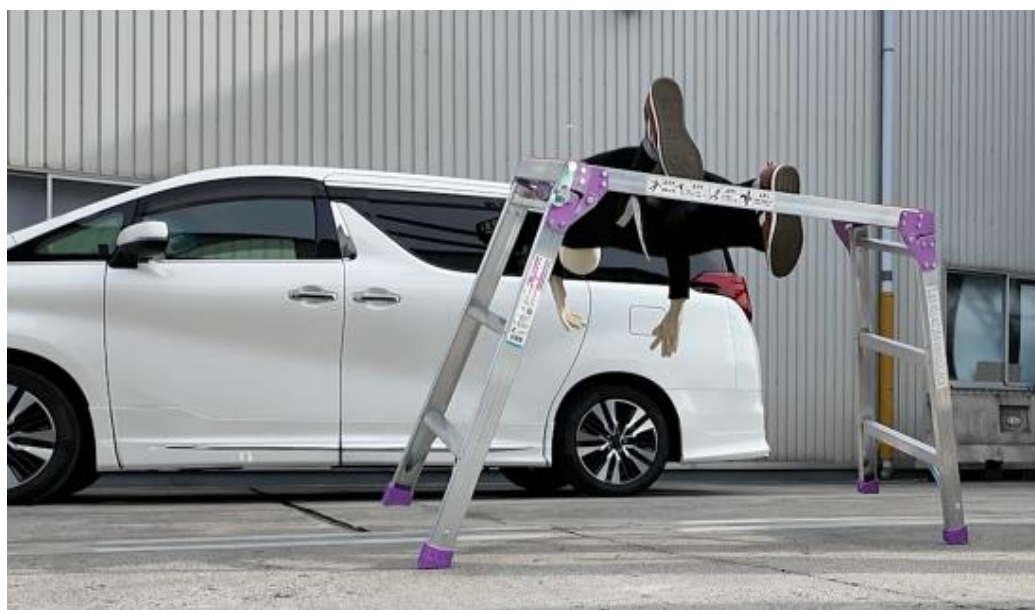
【内容】（御協力：アルインコ株式会社）

今年も残りわずかとなり、大掃除や洗車などで、踏み台・足場台を使う機会が増える季節です。年末の作業を安全に行うため、踏み台・足場台メーカーのアルインコ株式会社と連携して、事故事例を紹介し注意を呼びかけます。

年末といえば大掃除。窓ふきや高い場所の掃除、洗車などで、踏み台や足場台を使う機会が増える季節です。しかし、こうした作業中には、本人も気付かぬうちに身を乗り出し、バランスを崩して転倒・転落する事故が多発しています。

また、踏み台や足場台を背にしての昇り降りや、開き止め金具（止め金具）をロックせずに使用すると、誤った使用方法による事故も目立ちます。こうした使い方は非常に危険で、事故につながるおそれがあります。

大掃除の前に踏み台・足場台の正しい使い方を確認し、安全に作業を終え、気持ちよく新年を踏み出しましょう。



足場台から身を乗り出したことにより転倒する様子（再現実験）

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs251209.html>

14. 『できた!』に潜むピンチ～冬に増加、「やけど」「おもちゃ」の事故から子どもを守る～（2025年12月25日（木））

【内容】

こどもの「できた!」は成長の証ですが、できるようになったことで、こどもが思わぬ被害に遭う事故が発生しています。事故を未然に防ぐために「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が2025年12月25日から施行され、3歳未満向け玩具に対する新たな規制が始まります。これに合わせて、屋内の事故から3歳未満の子どもを守るために注意喚起をします。



蒸気に触れてやけどする（イメージ）



おもちゃの部品を誤飲する（イメージ）

2020年から2024年までの5年間にNITEに通知された製品事故情報では、3歳未満の子どもが被害に遭った事故は47件発生し、そのうち約8割（38件）が屋内で発生しています。「家電の蒸気や熱湯に触れてやけどする事故」、「おもちゃでケガ・誤飲する事故」が目立っており、おうち時間が増える冬～春の時期に多い傾向があります。

3歳未満の子どもは「指で物をつかむ」、「つかまり立ちする」等の運動機能の発達とともにできることが増える時期です。こどもの『できた!』が増えることは喜ばしいことですが、それと同時に事故に遭うピンチの場面も増加します。

日々の見守りに加えて、事故を防ぐポイントを守っておうちの中から危険を減らしてください。年末年始のご実家など、おでかけ先でも忘れないようお願いします。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs251225.html>

15. 冬の“もふもふ”接近注意報！～ガスこんろの事故で気を付けたい4つのポイント～（2026年1月29日（木））

【内容】（撮影協力：神戸市消防局）

衣服が厚手で「もふもふ」しがちな冬の時期、ガスこんろを使用中に衣服が炎に近づくと「着衣着火」のおそれが高まります。また、ペットがガスこんろの操作ボタンを押す「もふもふプッシュ」による火災も発生しています。衣服とペット、どちらも火に接近しないよう注意が必要です。

ガスこんろの事故を防止するためのポイントを紹介します。



ガスこんろの炎に衣服が接触して着火 着衣着火後、表面フラッシュ現象で炎が広がっている様子

2020年から2024年までの5年間にNITE（ナイト）に通知された製品事故情報では、ガスこんろの事故が152件ありました。そのうち、誤使用・不注意による事故が約5割を占め、事象別の内訳では「火の消し忘れ」による事故が多くなっているほか、「ペットによる点火」や「ガスこんろやグリルの汚れを放置」することによる事故も発生しています。

また、ガスこんろでは、衣服に火が移る「着衣着火」の事故も発生しています。消防庁のデータでは、着衣着火により毎年100人前後の方が亡くなっており、内訳では「たき火」の次に「炊事中」の事故が多く発生しています。

○プレスリリース

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs260129.html>

16. 「無駄にしない」を“事故”にしない～安全なリユースのための5つのチェックポイント～（2026年2月26日（木））

【内容】

インターネットを通じて手軽に個人間の取引ができるようになったこともあり、リユース市場は年々増加しています。使わなくなった製品をリユースし、製品をできるだけ長く大切に使用することは大事なことです。しかし、製品にも寿命があります。故障していたり、不具合を抱えていたりする製品をリユースしてしまうと、思わぬ事故につながるおそれがあります。

4月からの新生活に向けて、使用している製品を手放したり、新たに製品を買い揃えたりする方々も増えてくる時期になります。そこで、リユース品で気を付けるポイントを注意喚起します。



ノートパソコンのバッテリーから発火する様子



修理・改造されたエアコンの電源コードから発火する様子

NITE に通知があった製品事故情報では、2020 年から 2024 年までの 5 年間にリユース品の事故は 310 件あり、約 9 割が火災事故となっています。リコール対象製品での事故や経年劣化による事故などが発生しており、提供側（譲渡/販売する側）で事故の危険性がある製品を渡さないよう配慮するとともに、入手側（譲受/購入する側）でも安全な製品かどうかを見極めることが大切です。また、リチウムイオン電池搭載製品での事故が約 3 割を占めており、リユース品にリチウムイオン電池が使われているかどうか意識して確認してください。

各ポイントを漏れなく確認し、安全にリユースしましょう。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs260226.html>

17. 見た目はピカピカ、中身は劣化～10年超え「古い蛍光灯器具」の事故に注意～（2026年3月26日（木））

【内容】



蛍光灯器具から発煙する様子（カバーを外した状態での再現実験）

蛍光灯を LED 照明に変更する際に「劣化した蛍光灯器具による事故」に遭わないように注意喚起を行います。

2022 年 3 月及び 2023 年 11 月に開催された「水銀に関する水俣条約締約国会議」において、全ての一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入は 2027 年末までに終了となりました。LED 化率は 2025 年末時点で 66.4%と、LED 照明への移行が進んでいます。

蛍光灯を LED 照明に変更するには、「蛍光灯器具ごと LED 照明へ交換する方法」と「ランプだけを LED ランプに交換する方法」の 2 種類の方法がありますが、後者では古い蛍光灯器具を使い続けるため、外観に異常がなくても内部の電気部品が劣化し、発煙・発火につながるおそれがあります。

『LED ランプに交換すれば、ずっと使える』は間違いです。改めて家や事業所の蛍光灯器具をチェックして、使用年数が 10 年を超えている場合は、蛍光灯器具ごと LED 照明への交換を検討しましょう。

○プレスリリースページ

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs260326.html>